

令和7年12月18日  
財務部 経理課

## 世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

### 1 主旨

令和7年11月27日付で提出された「2026(令和8)年度労働報酬下限額に関する意見書」を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

### 2 労働報酬下限額（時間額）

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格3千万円以上の工事請負契約	①国土交通省定義の51職種技能労働者のうち熟練労働者 →公共工事設計労務単価の85%  ②見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者 →公共工事設計労務単価の軽作業員比70%  ③上記に該当しない労働者 →1,460円	①：現行と同じ ②：公共工事設計労務単価の軽作業員比80%以上 ③：1,610円	<u>①：公共工事設計労務単価の85%</u> <u>ただし、公共工事設計労務単価の85%が②を下回る場合は、②の額とする。</u> <u>②：公共工事設計労務単価の軽作業員比80%</u> <u>③：1,610円</u>
(2) 予定価格2千万円以上の工事請負契約以外の契約（委託等）	1,460円	1,610円	<u>1,610円</u>

### 3 適用

令和8年4月1日以降に契約する案件から適用

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 告示（今回の改定に基づく告示）

令和8年 3月 告示（公共工事設計労務単価の変更に基づく告示）

4月 新労働報酬下限額適用開始

## 2026(令和8)年度労働報酬下限額に関する意見書 拠粹

- ・世田谷区公契約条例における労働報酬下限額設定における基本事項に関する共通認識

①最低賃金制度における全国及び東京都の目安額とそれらの動向、②人事院勧告及び特別区人事委員会勧告における公務員行政職[ I ]の高卒初任給与額の上昇(額)率、③人事院および総務省に係る会計年度任用職員処遇の動向、④毎年度春闇による賃上げ(額)率、特に最高率水準、⑤建設工事及び建築物維持管理等に係る公共工事設計労務単価及び建築保全労務単価の動向。ただしこれら単価の現場浸透の必要性や当面「働き方改革」への配慮、⑥賃金上昇率を上回って長期に上昇する消費者物価と実質賃金下降の回復、⑦企業物価上昇等、企業の経営収支変動の把握と労働分配率等の動向、これらを総合的に検討し、適正かつ公正な労働報酬下限額を設定する。

- ・2026 年度世田谷区公契約条例における労働報酬下限額

複雑かつ不透明な経済情勢の下、世田谷区公契約案件に係る就業者及び下請企業を含む多くの事業者が中長期にわたり安定した職業生活及び良好な事業運営を維持・継続し、区公契約事業が適切かつ安定的な運営となるよう、以下の下限額を設定する。世田谷区及び区議会をはじめ、区民の適切な理解を期待する。

### (1) 建設工事に於ける労働報酬下限額について

建設工事における労働報酬下限額は国土交通省「公共工事設計労務単価」に関する東京都の「公共工事設計労務単価」を基準とする。

- ① 熟練技能労働者については東京都「公共工事各職設計労務単価」の 85%以上とする。
- ② 見習い・手元等未熟練労働者及び年金受給者など賃金調整労働者については、区内事業者の質的向上及び近年の初任給上昇、さらに新卒以外の若年入職者確保に向けて現時点から将来に向けた「担い手確保」、および「工事品質向上」をはかるために高齢労働者にも酷暑に伴う「気象変動負荷の増大」等を考慮し、東京都「公共工事設計労務単価」の軽作業員の 80%以上とする。

### (2) 業務委託における労働報酬下限額について

業務委託分野における入札・契約方法の改善、業務遂行の品質向上を図り、設定された労働報酬下限額の適切な執行を考慮し、以下の下限額を設定する。

- ① 同一労働同一賃金の観点から会計年度任用職員給与改善等を参考に設定された中期的処遇改善目標に照らし 2026 年度下限額を前年比 150 円(10.27%)引き上げ、1610 円とする。